

R 4 第 1 回景観まちづくり審議会質疑・対応表

	質問・意見	対応・回答
1	ちがさき景観資源に樹木があり、景観重要樹木というものもあるが重複していないのか。重複していないのであれば、その樹木をちがさき景観資源とするか基準はあるのか。	景観法第31条の「現状変更の規制」や、第33条の「景観重要樹木の所有者の管理義務等」など、景観重要樹木には、一定の制限がかかる一方、ちがさき景観資源には、制限がかかりません。 ちがさき景観資源の樹木は、景観重要樹木にふさわしい要件を備えるものの、所有者等が管理負担等を担うのが困難であるとき、代替案として指定しているものがあります。 前景観計画において景観重要樹木の指定方針は「茅ヶ崎の景観形成に良好な影響を与えているもの」、「地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれているもの」、「樹姿に品格や風格が備わっているもの」、「茅ヶ崎の良好な景観形成に取り組む上で重要な位置・場所にあること」としています。平成22年～23年当時の指定ではこれらに当てはまらないものが「ちがさき景観資源」として指定されているようです。 なお、当時の指定のフローは次のとおりです。 ①景観上優れた樹木について写真を募集 ②募集した写真を使用し展示会を開催 ③展示会来場者による投票 ④投票数によって候補の木を抽出 ⑤社会教育課が所管している「ちがさき丸ごと博物館検討委員会」において景観重要樹木の指定方針に沿って評価 ⑥⑤により「ちがさき景観資源候補」、「景観重要樹木候補」に振り分けて ⑦所有者の意見（現状変更の規制や管理義務について）を聞きながら指定
2	「周辺」というちがさき景観資源の設定の仕方により地権者の了解を得る必要があるのか。また、周辺の土地に都市計画法などの制限がかかるのか。	ちがさき景観資源の対象物の所有者に同意を得る必要がありますが、都市計画法等の制限はかかりません。また、新しく建築行為等がある場合でも形態や意匠の制限がかからないものになります。しかしながら、周辺で建築計画があった場合には、景観への配慮をお願いすることになります。
3	いくつか選択肢がある中で指定候補地全体、エリア全体を指定するのが分かりやすい。地権者に影響がないようであればエリア全体をかけた方がいいと思う。	改めて、ちがさき景観資源の指定方針における、ちがさき景観資源の分類に照らし合わせ、「歴史・文化」に該当すると位置づけました。それぞれの施設は有形物ですが、「歴史や文化」を感じる無形心象も含めた指定としたいため、このような表現となりました。 また、茅ヶ崎市博物館と浄見寺等との間が、資材置場等で分断されているため、一体感のあるアウトラインが描けなかったため明確な境界ラインを引かず指定することにしました。
4	どこまでが景観資源になるのかというのを点線で引いて明確に示されるとわかりやすい。	
5	ちがさき景観資源に指定された際、設定の仕方によっては、そこに何か新しく作る際に営利目的の事業者と景観を重視する市や市民との立場で対立しかねないので、設定は慎重に検討してほしい。	

6	ちがさき景観資源に指定する際に範囲を決めないとうなるのか。	指定範囲の境界を明確にする場合 市 【メリット】ちがさき景観資源として管理しやすい。 【デメリット】資材置き場のある土地があり、歴史的な景観資源とは主旨が異なる。その土地を含めた指定で本当によいかということが懸念される。
7	範囲を設定する場合の地権者と市のメリット・デメリットにどういったものがあり、範囲を設定しない場合どうするのかというのが知りたい。	地権者 【メリット】市として景観上貴重とうたわれている場所に土地を持っているといった、誇りや愛着につながる。 【デメリット】指定をうけることに抵抗がある。新規の建築行為等がためられる。 今回の指定に関しては範囲を限定せずに指定をかけたいと考えています。歴史・文化を象徴する景観の要素だけでなく、歴史文化を学び・知ることのできる活動も景観を継承するものとして保全と活用を進めてまいりたいと考えています。
8	すでに「浄見寺周辺」が景観ポイントに指定され、「旧和田家住宅」「旧三橋家住宅」が眺望点に指定されている中、さらにちがさき景観資源に指定する必要があるか。	茅ヶ崎市博物館を建設し、浄見寺周辺の歴史の価値の向上をはかってまいりました。景観ポイントではなく、ちがさき景観資源とすることで、茅ヶ崎市博物館含めた浄見寺、旧和田家住宅・旧三橋家住宅の歴史的資源のさらなる魅力・価値向上につなげていきたいと考えています。